

# ○東京電機大学遺伝子組換え実験室使用管理要領

(平成13年10月9日)  
(規4 第50号)

(目的)

**第1条** この要領は、東京電機大学遺伝子組換え実験室(P2レベル)において遺伝子組換え実験(以下「実験」という。)を実施する際に遵守すべき安全確保に関する基準を示し、もって遺伝子組換え実験の安全かつ適切な実施を図ることを目的とする。

(使用管理)

**第2条** 実験は、東京電機大学遺伝子組換え実験安全管理規程に準拠するほか、次の各号に従わなければならない。

- (1) 実験中、実験室の窓及び扉は閉じておく。
- (2) 実験台は、毎日、実験終了後消毒する。また、実験中汚染が生じた場合には、直ちに消毒する。
- (3) 実験に係わる生物に由来するすべての廃棄物は、廃棄前に高圧蒸気滅菌などの滅菌処理を行う。その他の汚染された機器等は、洗浄、再使用及び廃棄の前に適切な滅菌操作を施す。
- (4) 機械的ピペットを使用する。
- (5) 実験室内での飲食、喫煙及び食品の保存はしない。
- (6) 組換え体を取り扱った後、及び実験室を出るときは、手を洗う。
- (7) すべての操作において、エアロゾルの発生を最小限にするよう注意を払う。例えば、熱した接種用白金耳や接種針を培地中に投入したり、はねるほど強く炎であぶったり、ピペットや注射器から液体を強く噴出させる等の行為は避ける。エアロゾルが発生しやすい場合には安全キャビネットを設置し、使用する。
- (8) 汚染した物質等の汚染を実験室以外の他の場所で除去しようとするときは堅固で洩れのない容器に入れ、実験室で密閉してから搬出する。
- (9) 実験室の昆虫、げっ歯類等の防除をする。
- (10) 他の方法がある場合には、注射器の使用を避ける。
- (11) 実験室内では、実験用の被服等を着用する。
- (12) 実施されている実験の性質を知らない者を実験室に入れない。
- (13) 実験が進行中の場合は、物理的封じ込めレベルの表示を実験室の入口に掲げる。また遺伝子組換え生物等を保管する冷凍庫、冷蔵庫等にもその旨表示する。
- (14) 実験室は、常に整理し、清潔に保ち、実験に関係ないものは置かない。
- (15) 物理的封じ込めのレベルが異なる他の実験を同じ実験室で同時に行うときには、明確に区域を設定して、注意深く行う。
- (16) その他実験責任者の定める事項を遵守する。

付 則

この規程は平成13年10月9日から施行する。

付 則(平成18年11月7日決定)

この改正は平成18年12月1日から施行する。(規程名称、第1条、第2条)